

筑紫野市成人式の対象年齢は 令和4年度以降も20歳です

令和4年4月1日から、民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられることから、市では令和4年度以降の成人式について検討を行ってきました。

検討の結果、次の理由などにより、今までどおり「20歳の人」を対象に開催します。

●主な理由

- ①18歳の時期は、多くの人にとって大学受験や就職準備など将来に向けての進路選択にかかる重要な時期にあたり、時間的、精神的、経済的に余裕が少ないため。
- ②飲酒や喫煙は20歳から認められるなど、18歳で全ての権利が現在の成人と同等になるわけではなく、引き続き20歳が重要な節目であるため。
- ③成人式の対象を現行のとおり20歳にすれば、進学や就職などで地元を離れた人が故郷の良さを再確認でき、Uターン就職などを通して地域活性化につながると考えられるため。

●令和4年度成人式対象者

平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ

●問い合わせ先

生涯学習課 生涯学習推進・青少年担当 ☎(918)3535



新型コロナウイルスの 感染予防を！

感染症の予防には、一人ひとりの咳(せき)エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。

集団感染の共通点は、特に「換気が悪く」「人が密に集まって過ごすような空間」「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間で集まることを避けてください。

●問い合わせ先 新型コロナウイルス感染症警戒本部(危機管理課)

【医療機関の受診に関する相談窓口】

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く人、強いだるさや息苦しきがある人はご連絡ください。(高齢者や基礎疾患などがある人は症状が2日程度続く場合)

●帰国者・接触者相談センター(筑紫保健福祉環境事務所) ☎(707)0524(平日8時30分～17時15分)
※夜間・休日は福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号 ☎(471)0264

【その他の一般的な相談窓口】

●県がん感染症疾病対策課感染症対策係 ☎(643)3288(平日8時30分～17時15分)

●筑紫保健福祉環境事務所企画指導係 ☎(513)5610(平日8時30分～17時15分)

【外国語での相談窓口】

●福岡アジア医療サポートセンター(医療に関する窓口) ☎(286)9595

●ふくおかよかとこコールセンター(外国人観光客向け窓口) ☎(687)6639

※窓口は3月31日現在の情報です。

